

償却資産に関するよくある質問



Q&A



問1：固定資産税の土地や家屋と違い、なぜ償却資産は申告をしなければならないのですか。

⇒答：償却資産は土地・家屋のような登記制度がないため、所有者には毎年1月1日現在に所有する償却資産を申告する義務が定められています（地方税法第383条）。

問2：「事業の用に供する」とは、どのようなことですか。

⇒答：「事業の用に供する」とは、その事業のために使用することをいいます。

また、「事業」とは、一定の目的のために一定の行為を継続、反復して行うことをいいます。農業も「事業」に含まれます。

問3：高知市以外にも資産を持っていますが、まとめて申告すればいいですか。

⇒答：毎年1月1日現在に償却資産が所在する市町村で課税が発生しますので、資産が所在する市町村ごとに申告が必要です。

問4：税務署に確定申告をしていますが、それとは別に市へも申告が必要ですか。

⇒答：税務署への申告は所得税など国税に関するものです。固定資産税の償却資産は市町村税ですので、別途高知市に申告が必要です。

問5：①税務署に申告する減価償却資産と、②固定資産税の償却資産はどう違うのですか。

⇒答：①税務署に申告する「減価償却資産」は、その減価償却費が所得の計算上、必要経費となります。

②固定資産税の「償却資産」は、土地・家屋以外の事業用資産で、固定資産の課税の対象となります。

税務署に申告する「減価償却資産」と固定資産税の「償却資産」は、大まかに言うと同じものですが、「償却資産」は「減価償却資産」のうち、建物・車両（自動車税・軽自動車税のかかるもの）・無形減価償却資産・少額減価償却資産・一括償却資産・繰延資産を除いたものとなります。（右図参照）

①減価償却資産
(税務署に申告)

建物（家屋）
車両（自動車税のかかるもの）
無形減価償却資産
少額減価償却資産
一括償却資産、繰延資産

②償却資産
(市町村に申告)

構築物、建物付属設備
機械、船舶、航空機
工具・器具・備品 など